

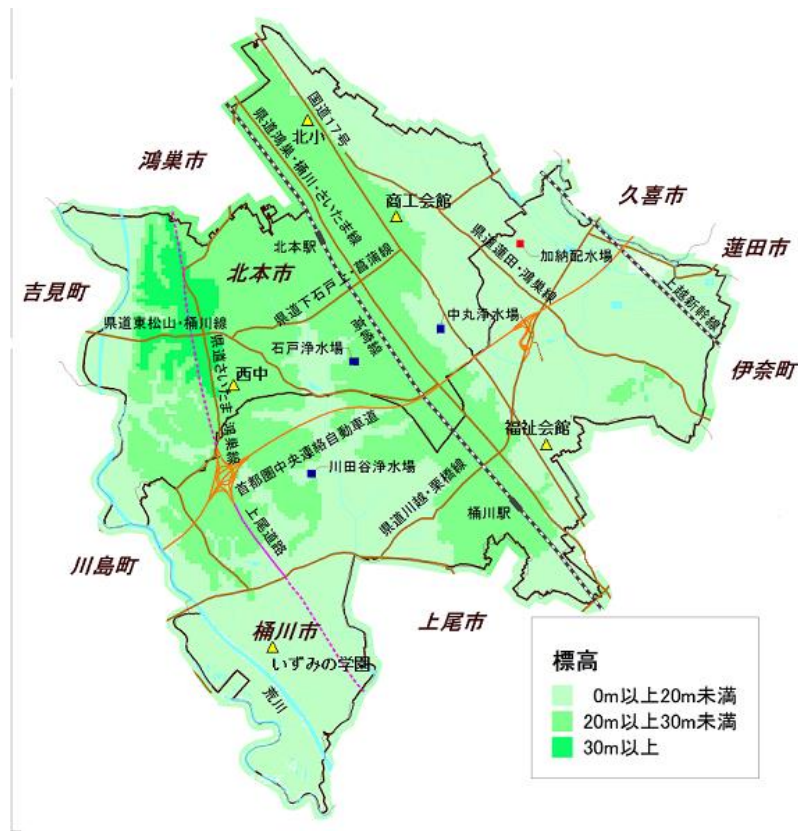
## 令和4年度桶川北本水道企業団水質検査計画

桶川市と北本市へ供給する水道水の水質を保証する為、水道法にもとづいてこの水質検査計画を立案し、供給する水道水が水質基準に適合かつ安全であるために桶川北本水道企業団は努めていきます。

### 1、桶川北本水道企業団の水とは

桶川北本水道企業団の水には、県営水道と深井戸の水が使われています。県営水道の水は埼玉県の大久保浄水場、行田浄水場から川田谷浄水場、加納配水場へ送られてきます。石戸浄水場、中丸浄水場、川田谷浄水場には、200m以上の深さを持つ深井戸があり、これを水源として滅菌、除鉄除マンガン処理を行った水道水を給水しています。水質は県営水道と地下水を利用しているため、ほぼ一定の水質を維持しております。県営水道（表流水）は河川水を凝集・沈殿・急速ろ過方式により浄水処理をされて、主に大久保浄水場から川田谷浄水場へ、行田浄水場から加納配水場へ送られてきます。自己水（井戸水）は除鉄除マンガン浄水処理をして県営水道水と共に桶川北本市内へ給水されていきます。この水道水が水質基準に適合し安全であるかこの計画に従って、適宜検査を行います。

<<浄配水場の略地図>>



## 2、水質検査の基本方針

・水質検査は、原則として各浄配水場の給水系統ごとに選定された給水栓（蛇口）で行います。その他、水源としている水道用深井戸や浄配水場での検査もその出口で行います。

・水質検査は、法令で定められている項目（水質基準項目）と、水質管理上調査しておくことが必要と判断された項目（水質管理目標設定項目及び埼玉県水道水質管理目標設定項目）について行います。

・水質検査については、各検査項目の重要度、今までの検査結果、浄配水場の使用状況を考慮して法令に基づき適切に設定して検査をします。

・埼玉県、埼玉県企業局、近隣の市町村と水道事業体等と情報を共有して、緊密な連携をとり、適正な水質検査を行います。

### 3、水質検査について

#### ①採水地点

石戸浄水場、中丸浄水場、川田谷浄水場、加納配水場の出口および桶川市内と北本市内の給水栓、各取水井で行います。

#### ②水質検査の内容

◎毎日検査項目は、水温、残留塩素濃度、PH値、色度、濁度、味、臭気で1日1回行います。

◎水質基準項目は、検査項目が次の表のとおり51項目あり、その重要度に応じて定期的に複数回数行います。

**別表 1 水質基準項目**

項 目	測定頻度 (年間)				設 定 状 況
	石戸系	中丸系	川田谷系	加納系	
1 一般細菌	12	12	12	12	1か月に1回の検査とされている項目です。
2 大腸菌	12	12	12	12	
3 カドミウム及びその化合物	4	4	4	4	3か月に1回の検査とされている項目です。
4 水銀及びその化合物	2	2	1	1	過去の結果の推移から考慮して、1年に1、2回検査します。
5 セレン及びその化合物	2	2	1	1	
6 鉛及びその化合物	2	2	1	1	
7 ヒ素及びその化合物	4	4	1	1	過去の結果の推移から考慮して、石戸・中丸系で3か月に1回、川田谷・加納系で年1回検査します。
8 六価クロム化合物	4	4	4	4	3か月に1回の検査とされている項目です。
9 亜硝酸態窒素	4	4	4	4	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	4	4	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4	4	4	4	
12 フッ素及びその化合物	2	2	1	1	過去の結果の推移から考慮して、1年に1、2回検査します。
13 ホウ素及びその化合物	2	2	1	1	
14 四塩化炭素	2	2	1	1	
15 1,4-ジオキサン	2	2	1	1	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	4	4	4	4	3か月に1回の検査とされている項目です。

17	ジクロロメタン	2	2	1	1	過去の結果の推移から考慮して、1年に1、2回検査します。
18	テトラクロロエチレン	2	2	1	1	
19	トリクロロエチレン	4	4	4	4	3か月に1回の検査とされている項目です。
20	ベンゼン	2	2	1	1	過去の結果の推移から考慮して、1年に1、2回検査します。
21	塩素酸	4	4	4	4	3か月に1回の検査とされている項目です。  (消毒副生成物)
22	クロロ酢酸	4	4	4	4	
23	クロロホルム	4	4	4	4	
24	ジクロロ酢酸	4	4	4	4	
25	ジブromクロロメタン	4	4	4	4	
26	臭素酸	4	4	4	4	
27	総トリハロメタン	4	4	4	4	
28	トリクロロ酢酸	4	4	4	4	
29	プロモジクロロメタン	4	4	4	4	
30	プロモホルム	4	4	4	4	
31	ホルムアルデヒド	4	4	4	4	
32	垂鉛及びその化合物	2	2	1	1	過去の結果の推移から考慮して、1年に1、2回検査します。
33	アルミニウム及びその化合物	2	2	1	1	
34	鉄及びその化合物	2	2	1	1	
35	銅及びその化合物	2	2	1	1	
36	ナトリウム及びその化合物	2	2	1	1	
37	マンガン及びその化合物	2	2	1	1	
38	塩化物イオン	12	12	12	12	1か月に1回の検査とされている項目です。
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	4	4	4	4	3か月に1回の検査とされている項目です。
40	蒸発残留物	4	4	4	4	
41	陰イオン界面活性剤	2	2	1	1	過去の結果の推移から考慮して、1年に1、2回検査します。
42	ジェオスミン	3	6	3	3	原因藻類発生時期に1か月に1回検査します。
43	2-メチルイソボルネオール	3	6	3	3	
44	非イオン界面活性剤	4	4	4	4	3か月に1回の検査とされている項目です。
45	フェノール類	2	2	1	1	過去の結果の推移から考慮して、1年に1、2回検査します。
46	有機物(全有機炭素(TOC)の 量)	12	12	12	12	1か月に1回の検査とされている項目です。
47	pH値	12	12	12	12	
48	味	12	12	12	12	
49	臭気	12	12	12	12	
50	色度	12	12	12	12	
51	濁度	12	12	12	12	

注1 石戸系、中丸系は深井戸を水源として水道水を製造していますので、他の系統よりも検査項目によって  
検査頻度を増やしています。

◎原水の水質基準項目は、検査項目が次の表のとおりで年1回。指標菌については3月毎に1回行います。

別表2 原水の水質基準項目

	項 目	測定頻度(年間)	設 定 状 況
		取水井 14 か所	
1	一般細菌	1	原水の検査はもっとも水質が悪化していると思われる時期に年1回おこないます。
2	大腸菌	1	
3	カドミウム及びその化合物	1	
4	水銀及びその化合物	1	
5	セレン及びその化合物	1	
6	鉛及びその化合物	1	
7	ヒ素及びその化合物	1	
8	六価クロム化合物	1	
9	亜硝酸態窒素	1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	
12	フッ素及びその化合物	1	
13	ホウ素及びその化合物	1	
14	四塩化炭素	1	
15	1,4-ジオキサン	1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	1	
17	ジクロロメタン	1	
18	テトラクロロエチレン	1	
19	トリクロロエチレン	1	
20	ベンゼン	1	
21	塩素酸	—	
22	クロロ酢酸	—	
23	クロロホルム	—	
24	ジクロロ酢酸	—	
25	ジブロモクロロメタン	—	
26	臭素酸	—	
27	総トリハロメタン	—	
28	トリクロロ酢酸	—	
29	ブロモジクロロメタン	—	
30	ブロモホルム	—	
31	ホルムアルデヒド	—	
32	亜鉛及びその化合物	1	
33	アルミニウム及びその化合物	1	
34	鉄及びその化合物	1	

35	銅及びその化合物	1	原水の検査はもっとも水質が悪化して と思われる時期に年1回おこないま す。	
36	ナトリウム及びその化合物	1		
37	マンガン及びその化合物	1		
38	塩化物イオン	1		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1		
40	蒸発残留物	1		
41	陰イオン界面活性剤	1		
42	ジオスミン	1		
43	2-メチルイソボルネオール	1		
44	非イオン界面活性剤	1		
45	フェノール類	1		
46	有機物(全有機炭素の量)	1		
47	pH 値	1		
48	味	—		
49	臭気	1		
50	色度	1		
51	濁度	1		
52	アンモニア態窒素	1		原水の検査では汚染の程度を監視す るために、水質基準項目にはない52～ 61項目の検査をおこないます。
53	BOD	1		
54	COD	1		
55	UV 吸光度	1		
56	SS	1		
57	侵食性遊離炭酸	1		
58	全窒素	1		
59	全リン	1		
60	トリハロメタン(THM)生成能	1		
61	生物	1		

◎水質管理目標設定項目は、検査項目が次の表のとおりで年1回。

埼玉県水道水質管理計画で指定された項目は、検査項目が次の表のとおり、指定された月。

以下の別表3の各項目を検査します。

**別表 3 水質管理目標設定項目**

	項 目	測定頻度（年間）				設 定 理 由
		石戸系	中丸系	川田谷系	加納系	
1	アンチモン及びその化合物	1	1	1	1	過去の結果の推移から考慮して、1年に1回検査します。
2	ウラン及びその化合物	1	1	1	1	
3	ニッケル及びその化合物	1	1	1	1	
4	1,2-ジクロロエタン	1	1	—	—	
5	トルエン	1	1	—	—	
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1	1	1	1	
7	亜塩素酸	1	1	1	1	
8	二酸化塩素	1	1	1	1	
9	ジクロロアセトニトリル	1	1	1	1	
10	抱水クロラール	1	1	1	1	
11	残留塩素	1	1	1	1	
12	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	1	1	1	
13	マンガン及びその化合物	1	1	1	1	
14	遊離炭酸	1	1	1	1	
15	1,1,1-トリクロロエタン	1	1	1	1	
16	メチル-tert-ブチルエーテル	1	1	—	—	
17	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1	1	1	1	
18	臭気強度	1	1	1	1	
19	蒸発残留物	1	1	1	1	
20	濁度	1	1	1	1	
21	pH 値	1	1	1	1	
22	腐食性(ランゲリア指数)	1	1	1	1	
23	従属栄養細菌	1	1	1	1	
24	1,1-ジクロロエチレン	1	1	1	1	
25	アルミニウム及びその化合物	1	1	1	1	
26	PFOS 及びPFOA	1	1	1	1	

**別表 4 農薬類 検査項目(38 種類) 採水地点は原水**

1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	20	チオベンカルブ
2	2,4-D(2,4-PA)	21	トリクロピル
3	EPN	22	トリクロルホン(DEP)
4	アトラジン	23	トリフルラリン
5	アラクロール	24	フィプロニル
6	イソキサチオン	25	フェニトロチオン(MEP)
7	エスプロカルブ	26	フェノブカルブ(BPMC)
8	オキシシン銅(有機銅)	27	フェントエート(PAP)
9	カフェンストール	28	フェンチオン(MPP)
10	カルボフラン	29	ブタミホス
11	クロルピリホス	30	プレチラクロール
12	クロロタロニル(TPN)	31	プロベナジール
13	ジウロン(DCMU)	32	プロモブチド
14	ジクロベニル(DBN)	33	ベノミル
15	ジスルホトン(エチルチオメトン)	34	メコプロップ(MCPP)
16	シマジン(CAT)	35	メソミル
17	シメトリン	36	メチダチオン(DMTP)
18	ダイアジノン	37	メフェナセツ
19	チウラム	38	モリネート

**別表 5 農薬類 可能な範囲で検査する項目(25種類) 採水地点は原水**

1	MCPA	14	テフリルトリオン
2	アセフェート	15	パラコート
3	イミノクタジン	16	ピラクロニル
4	カズサホス	17	ピラゾキシフェン
5	キノクラミン(CAN)	18	ピラゾリネート(ピラゾレート)
6	グリホサート	19	フェントラザミド
7	グルホシネート	20	ブタクロール
8	シアナジン	21	プロチオホス
9	シアノホス(CYAP)	22	ベンゾフェナップ
10	ジクワット	23	ベンタゾン
11	ジチオカルバメート系農薬	24	ベンフラカルブ
12	シハホップブチル	25	ホスチアゼート
13	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート		

企業団では毎日検査項目以外のものについては、水道法第20条において国に認可を受けている専門の検査機関で検査します。



### ③水質検査の方法

水質検査の方法は「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」に従って行います。省令に記載されていないその他項目については上水試験方法（日本水道協会編）等により行います。

### ④臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、臨時の水質検査をおこないます。

- (1) 水源の水質に異常があったとき。
- (2) 給水区域及びその周辺で消化器系感染症が流行しているとき。
- (3) 浄水過程に異常があったとき。
- (4) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (5) その他水道使用者から検査依頼があつて、必要があると認められるとき。

### ⑤放射性物質に関する検査

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴い、水道水とその製造過程で生じた物の放射性物質の検査を年数回行います。

## 4、水質検査結果とその精度と信頼性について

水質検査結果の信頼性を確保する為、分析機器の整備や検査技術の向上に努めます。また、委託検査においては、委託先の精度管理の情報を収集し、信頼性の確保に努めます。毎日検査を除き、水道法第20条で厚

生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼をして行い、その検査結果だけでなく、検査状況の報告を求めて確認をしています。

水質検査をした結果については結果がわかりましたら速やかに企業団ホームページへ掲載します。また、おけきたすいどうだよりにおきましても掲載をしますので、ご確認ください。

## 5、関係機関との連携

厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課、埼玉県保健医療部 生活衛生課及び埼玉県企業局等関係機関との連絡体制を整え、水質汚染事故等が発生した場合には、連携をして迅速にその対策を講じ水道水の安全性を確保します。

## 6、この検査計画について

この検査計画は検査結果や検査の方法、市民の皆様のご意見や国からの連絡等により、調査内容や頻度の検討を行い翌年の検査計画へ反映させて改善を図ってまいります。

